

広報直島

2026 Jan. No.870

1

すなおなえがおのしま

contents

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 02 町長・教育長の年頭あいさつ | 08 カメラリポート |
| 04 総務課・環境水道課からのお知らせ | 10 住民福祉課からのお知らせ |
| 05 税務課からのお知らせ | 11 健康推進室からのお知らせ |
| 07 住民福祉課からのお知らせ | 14 ふれあい診療所からのお知らせ |



町の人口 | 1月1日現在(先月比) 世帯数／1,598(-12) 人口／2,870(-18) 男／1,484(-6) 女／1,386(-12)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km²

直島町HP／<https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail／somu1@town.naoshima.lg.jp

新年のごあいさつ



直島町長 小林 真一

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、日頃より町政の推進に対し、深いご理解と温かいご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年(令和8年)は、直島町によりまして、将来に向けたまちづくりに大きく一步を踏み出す年となります。

町では、検討を重ねてきた「商業観光複合施設」について、宮浦港付近での整備に向けた本格的な取り組みがいよいよスタートします。

この施設は、町民の皆様の日常生活を支える商業機能と、来島される方々を温かく迎える観光機能に加え、防災機能も併せ持つ施設を整備することで、町民の日常生活の利便性向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、新たな施設を整備するものであり、町の将来を見据えた重要な施策であります。

現在は、公募型プロポーザルに応募のあった事業者から提案内容の提出を受け、選定作業を進めている段階ではありますが、持続可能なまちづくりにつながる重要な拠点施設でありますので、一つひとつ丁寧かつ着実に、この事業を全力で進めてまいります。

さて、町民の皆様の暮らしは、長引く物価の高騰により、大きな影響を受けており、とりわけ食料品や生活必需品の値上がりは、家計を圧迫する厳しい状況が続いております。

町では、国の“重点支援地方交付金”を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民の皆様を対象に「直島町生活応援クーポン券（2万円相当分）」の配布を予定しており、現在、その準備を進めております。

このクーポン券は、これまでお配りしてきたクーポン券と同様に、食料品・日用品、ガソリンなどの燃料、理容サービスなどの日常生活に必要な費用のほか、地元の飲食店などを含め、幅広く使っていただくことを想定しております。

つきましては、配布時期や利用開始時期等が決まり次第、町の広報及びふれあい通信なおしま等でお知らせ致しますので、皆様、もう少しお待ちください。

また、物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対しましても、国の補助金を活用し「物価高対応子育て応援手当（18歳まで児童1人につき2万円）」を支給いたします。支給方法等につきましては、改めて対象となる世帯に案内文書を送付しますので、内容をご確認ください。

ここまで、今年の主な取り組みについて、簡単にご紹介させていただきましたが、直島町はこれまで、町民の皆様をはじめ、多くの方々のご尽力によって、国内外から注目される町に発展してきました。

そして、この令和8年は、次の世代へつながるまちづくりの“新たなスタート”の年にしたいと考えており、町民の皆様とともに、新しい直島町の創造の実現に向けて尽力してまいります。

結びに、新しい一年が、町民の皆様にとって希望に満ちた、実り多い年となりますことを心からご祈念申し上げますとともに、本年も町政への変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

つながり、豊かな年に

教育長 津山 勝義

ご挨拶が遅くなりましたが、改めまして明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、希望に満ちた2026年新春を迎えられましたことと、心よりお慶び申し上げます。うま年の今年は、皆様や直島町がこれまで発展してきたその勢いのまま疾走し、魅力ある人や町へとさらに発展することを心より願っています。

さて、近年は家族や職場、ご近所の人々と一緒に会話したり行動したりすることが、経済的な豊かさや立派な地位に就くことと同等か、それ以上に人間にとって幸せなことであると全世代で見直されています。幼・小・中学校においては、町民の皆様に学校支援ボランティアやゲストティーチャーをお願いしたり、地域の産業や行事に児童生徒を受け入れていただきたりして、普段は疎遠になりがちな町内の子どもと大人が一緒に活動し、話し合える機会を増やしてきました。その互いにふれあう時間は、お金には代えられない心の豊かさを生んでいます。今年もこの幸せが感じられるよう努めますので、皆様方のご理解と積極的なご協力、ご参加をお願いいたします。

また、昨年は瀬戸内国際芸術祭2025が開催され、島外から日本を含む多様な国々の人たちが訪れました。その数の多さに国際化の波の大きさを改めて実感したと共に、世界中のとのつながりが広まり深まっているように感じられました。島内のあちらこちらで片言の英語を交えて話す人が増え、地球の各地とのつながりが増しています。本町ではこれまで英語教育に重点を置き、特に平成27年度から小・中学校とも英語の時間を島外の学校よりも多くして英会話力の向上に努めてきました。直島中学校では、昨年、全校生徒がインドネシア、インド等の学校と、インターネットを利用し、同年齢の子どもと通訳なしに英語で交流しました。また、社会教育では、チャーリー先生の英会話講座で様々な職場で働く人たちが趣味と実益を兼ねて学ばれています。今年も国境を越えたつながりがさらに広がっていくことを期待しています。

一方、国際化が進むにつれて伝統文化の価値もますます高まっています。直島女文楽は、昨年、後継者不足を解消するための一歩として地域おこし協力隊を配置し、振興へと歩み出しました。町民の皆様には、誰でも何らかの活動ができますので、まず直島女文楽を知っていただき、できれば活動に参加していただければ幸いです。島内の身近な所から新しいつながりが生まれることも期待しています。

直島町教育委員会では、今年も、「直島で育ってよかった、直島で育ててよかった、直島で生活してよかった教育」になるよう、年齢や地域を越えて人と人とのつながりが広がり深まる企画を実行し、皆様と直島が豊かになり続けることをめざします。よろしくお願ひいたします。



・・・・・ 総務課からのお知らせ ・・・・・

林野火災注意報・警報の運用開始について

令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まりました。

林野火災注意報

林野火災の予防上、注意が必要な気象状況になった際に発令するものです。

林野火災警報

林野火災の予防上、危険な気象状況になった際に発令するものです。

林野火災注意報・警報が発令された場合

火災予防条例第29条により、以下のとおり、火の使用が制限されます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰または火粉を始末すること。



上記の制限に従わなかった場合の罰則

林野火災注意報は、罰則の伴わない努力義務が課せられます。

林野火災警報は、上記の制限に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報

林野火災注意報・警報が発令または解除された場合は、ふれあい通信などにより、周知、広報を行います。

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

・・・・・ 環境水道課からのお知らせ ・・・・・

野焼きは法律で禁止されています！

この時期になると、役場に「家の近くでごみを燃やしている！」との苦情が寄せられることがあります。

屋外での焼却行為（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2の規定により、原則禁止されております。法律に違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が課せられます。冬場は空気が乾燥しているだけでなく、急に風が強くなることがあります。特に記憶に新しい昨年3月23日に発生した岡山県南部の山林火災では、約565ha（ヘクタール）もの木々を焼失させてしまいました。（500ha ≈ 東京ドームのグラウンド約385個分、東京ディズニーランド約9.8個分）

近隣住民の洗濯物に煙の臭いがつくなどの迷惑行為だけでなく、取り返しのつかない大きな山火事になってからでは遅いので野焼きは絶対にしないでください。



お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

税務課からのお知らせ

高松税務署からのお知らせ

確定申告書はスマホとマイナポータル連携でもっと便利に！

- ▶ スマホやパソコンで「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、画面の案内に沿って入力するだけで、所得税および個人事業者の消費税の申告書や青色申告決算書などの作成・e-Tax送信ができます。
- ▶ マイナポータル連携を利用し控除証明書などのデータを申告書に自動入力

マイナポータル連携の詳細はこちら！→



確定申告書等
作成コーナーは
こち
ら！



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901 (全国一律料金)

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせの専用窓口としてヘルプデスクを設置しています。

確定申告電話相談センター

【開設期間】

1月16日(金)～3月16日(月)

☎0570-00-5901 (自動音声に従って「0」を選択)

その疑問チャットボットに相談しませんか？

チャットボットとは、質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAI（人工知能）を活用して自動で回答を表示するウェブサービスです。

パソコンのほか、スマートフォンやタブレットから24時間（メンテナンス時間を除く）所得税や消費税の確定申告に関するご相談やインボイス制度に関するご相談を受け付けています。

国税庁ホームページにおいて、令和7年分所得税の確定申告および消費税の確定申告に関する税務相談チャットボットを次の日程で開始します。

- 所得税の確定申告 … 1月上旬から
- 消費税の確定申告 … 2月上旬から

インボイス制度についての一般的なご質問は、**インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）**でもお答えしています。

フリーダイヤル 0120-205-553 (無料)
9:00～17:00 (土・日・祝日除く)



チャットボット



お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296／高松税務署 ☎087-861-4121



地域おこし協力隊ぐらむ



担当：山川

こんにちは、山川です。

12/14(日)に開催された「きらめき音楽会」、今年も出演させていただきました！今回は「Yakudo-kan! (アカペラ)」「けっこい音楽せん会（管弦打楽器の七重奏）」「Euph × Piano × drum」「石井一夫ときらめく仲間たち」に出演し、ユーフォニアムを演奏しました。アカペラは人生初挑戦でしたが、とても楽しくて今後も続けていきたいと思っています。

音楽が好きな仲間が集まり、開催する音楽会。この素敵イベントに出演者としても実行委員としても参加できて、とても幸せな時間でした♪

今年も何か新しいことをやりたいなあ…

#きらめき音楽会 #Euphonium
#アカペラ



2025. 1



税務課からのお知らせ

確定申告相談会のお知らせ

【開催期間】 2月3日(火)、4日(水)、5日(木)、6日(金)

【開催場所】 役場 2階大会議室

【受付時間】 2月3日(火)、4日(水)、5日(木) … 9:30~16:00
2月6日(金) … 9:30~15:00



【申告書の提出が必要な方のうち主なもの】

令和7年中に次の所得があった方

- ①営業、その他の事業および家内労働（内職など）を営んでいた方
- ②家賃や土地の賃貸などの不動産所得があった方
- ③雑所得（年金など）、一時所得（生命保険の満期返戻金など）のあった方
- ④令和7年中に退職し、その後働いていない人や2カ所以上から給与の支払いを受けた方で年末調整をしていない方（例、アルバイト収入がある方）

※確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告は必要です。

- 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のとき。（この場合でも、所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できます。）
- 給与以外の所得が20万円以下のときでも、国民健康保険税や介護保険料などの軽減措置を受ける場合や各種証明書（所得証明など）の交付が必要な方。
- 申告内容によっては、相談のみになる場合もありますので、ご了承ください。

【申告に必要なもの】

①所得金額の分かるもの

- 給与所得・年金を受給されている方：令和7年分源泉徴収票
- 営業・その他の事業のある方：収入と経費が分かる帳簿か収支内訳書・領収書など

②保険料の領収書など

- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料などの支払証明書
- 社会保険料の控除証明書

③税務署から送付された確定申告書

④還付金を受ける方：受取口座（本人名義）の分かるもの

⑤写真付き身分証明書：「マイナンバーカード」または「通知カードと運転免許証など」

⑥医療費控除を受ける方：医療費控除の明細書、医療保険者などが発行した医療費通知、保険金などで補てんされた場合は、その金額の分かるもの

※医療費の領収書を集計して医療費控除の明細書に記入する必要がありますので、必ず事前にご準備ください。

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296／高松税務署 ☎087-861-4121

・・・・・ 住民福祉課からのお知らせ ・・・・・

20歳になつたら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。



国民年金のポイント

 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳まで人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

 老後のためだけのものではありません！

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。

また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1ヶ月当たりの保険料は17,510円です。（令和7年度）

 「付加年金制度」があります！

定額保険料（17,510円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

 「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでお得です。

 口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※付加年金および前納は申し出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続き等については住民福祉課または高松西年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223／高松西年金事務所 ☎087-822-2840

12月10日(水)

人権・同和教育講演会

総合福祉センター劇場ホールにて、人権・同和教育講演会が開催されました。

谷川由紀さんをお迎えし、講演をしていただきました。近年、話題となっている「アンガーマネジメント」について理解を深め、実践を促す機会となりました。ご来場いただいた皆さん、ありがとうございました。



12月13日(土)

直島コメづくりプロジェクト「おもちつき」

人材育成センターで、直島コメづくりプロジェクトのおもちつきが行われました。

子どもから大人まで多くの参加者がおり、臼と杵を使った昔ながらのおもちつきをみんなで楽しみました。つきたてのおもちはおしるこやいちご大福にしておいしくいただきました。



12月14日(日)

きらめき音楽会



総合福祉センター劇場ホールにて、きらめき音楽会が開催されました。

直島小学校スマイルミュージックや直島中学校音楽部、親子ユニットの福島節さんと渚ちゃんなどの町内の参加者に加え、町外から多くの方にご出演いただき、イベントは大いに盛り上りました。



12月21日(日)

サッカー教室

地域づくり人材育成センターにてサッカー教室が開催されました。

高松西高等学校サッカー部の皆さんにお越しいただき、子どもたちにサッカーの楽しさを教えていただきました。

高松西高等学校サッカー部の皆さん、ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。





・・・・・ 住民福祉課からのお知らせ ・・・・・

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

●開催日

1月15日(木) 事前予約制

●場所・時間

- ・役場（2階小会議室） 9:30～12:30
- ・西部公民館（1階研修室） 13:00～16:00

●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整など

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更など

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証など）が必要です。

国民年金や厚生年金などの年金加入期間の確認や、年金額の算出など、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

年金相談をご希望の方は『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に事前予約をお願いします。（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



☎087-811-6020（予約用） 平日8:30～17:15【土・日・祝日を除く】

日赤奉仕団からのお知らせ

昨年の11月、大分県大分市で大規模な民家火災が発生しました。

私たちの町も家屋が密集している場所が多くあり、他人事ではないと感じられた方も多いと思います。新しい年を迎えて、今一度自分が住む場所の防災を考えてみましょう。

まず、確認しておきたいのは「ハザードマップ」です。

直島町のホームページに掲載されているハザードマップには、台風・大雨・津波など、災害による被害が想定される場所や避難所の場所が地図で示されています。

予想される災害の種類に応じて、自分が避難する場所を確かめておきましょう。

そして、少しでも危険を感じたら早めの避難行動をとるように心がけましょう。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

••••• 健康推進室からのお知らせ •••••

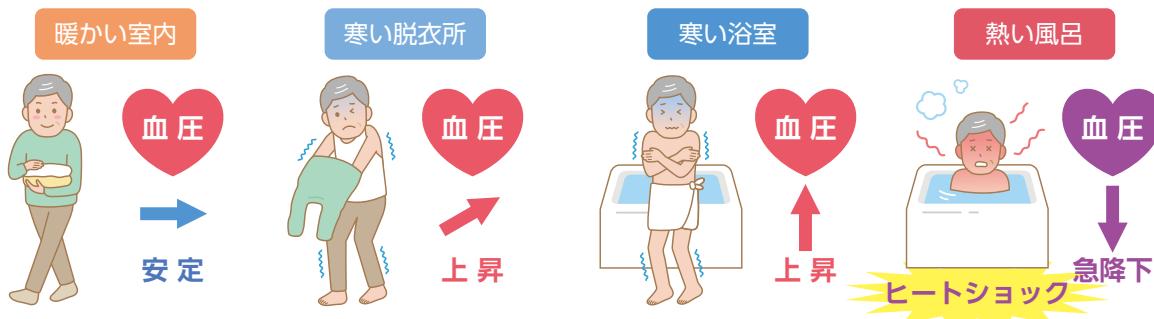
地域包括支援だより

気を付けたい！冬の寒さ対策

寒さが厳しくなる季節、暖房器具は欠かせません。しかし、使い方を誤って起こった事故やトラブルは、その後の生活に支障をきたすものや生命にかかわるものなど、非常にリスクの高い傾向があります。

特に高齢の方は、体温調節機能の低下により、寒暖差による「ヒートショック」のリスクが高まります。

ヒートショックという言葉は、毎年耳にする方も多いのではないでしょうか。ヒートショックとは、暖かい部屋から寒い部屋への移動など急な温度変化による血圧の急激な変動により、失神や脳卒中などといった血管の病気を引き起こし、重症の場合は死に至る場合もある健康被害のことです。



予防ポイント（入浴時）

- ①入浴前に脱衣所と浴室を暖める（暖房器具の使用や、入浴前にシャワーを出しっぱなしにしておくなど）
- ②お風呂の温度は41度以下、お湯につかる時間は10分程度で
- ③浴槽からはゆっくり立ち上がる
- ④食後すぐや飲酒後の入浴は避け、入浴前には家族にひと声かけておく
- ⑤入浴前後に水分補給する

予防ポイント（トイレ時）

- ①トイレ内や便座を暖める（トイレ用暖房器具、暖房便座や便座カバーなど）
- ②夜中に起きてトイレに行く時は上着や靴下、スリッパを身に着ける
- ③トイレから出るときはゆっくり立ち上がる
- ④便秘を予防し、いきみすぎない

このようにヒートショック対策として暖房器具の使用は重要ですが、空気が乾燥しやすくなります。加湿器を併用し、適切な湿度を維持することで、インフルエンザなどの感染症予防にもつながります。

また、電気ストーブや石油ストーブを使用するときには、火災に十分気を付けてください！

安全で効率的な暖房の使用を心がけましょう。

お問い合わせ 健康推進室（地域包括支援センター） ☎087-892-3400



・・・・・ 健康推進室からのお知らせ ・・・・・

ホットアドバイス ~作業療法士からリハビリテーションについて~

【スマホ首について】

(訪問看護ステーション ママック:作業療法士 末澤克美)

皆さんあけましておめでとうございます！年始の挨拶もおすみかと思います。昨今はスマートフォン（以下スマホ）で年始の挨拶をする方も多いのではないでしょうか？それほど、スマホは私たちの生活に欠かせないツールになっているといえます。10～20代のスマホなどによるインターネット利用時間は、平日で200分以上と言われており、これは、全世代共通で増加している傾向があります。長時間のスマホ操作で首が前に突き出で、背中が丸くなる姿勢を、「テキストネック（スマホ首）」と呼びます。この姿勢では、首に最大27kgもの過度な負担がかかり続けます。長時間休む間もなく、頭という重い荷物を支え続けることで、首・肩・目・心の健康にまで影響することが問題となっています。

スマホは、仕事、趣味、家事、勉強、さまざまなことを快適にするツールです。しかし直立不動で長時間扱うには、無理があります。そこで今回は体の負担を軽減する基本の工夫を3つお知らせします。

①スマホを「目線の高さ」に上げる

頭の重さは約5kg。うつむく角度が深くなるほど、首への負担は激増します。スマホを顔の正面に近づけ、首の傾きを減らすことが最優先です。机に置く場合は、**スタンドや本**を使い、画面を目線に近い位置に調整しましょう。

※寝た姿勢でも、のぞき込む姿勢は、スマホ首を助長します。



②背中と肘を支える（体圧の分散）

一つの姿勢を維持しようとすると筋肉は疲弊します。椅子に深く座り、**背もたれに寄りかかりましょう**。これにより、頭の重さを首や肩だけでなく、椅子の背もたれで支えてもらい、体圧を分散できます。ソファなどでは、**クッションを膝の上に置き、肘を乗せて腕と肩の重さを支えてもらいましょう**。

③20分に一度「小さな休憩」を挟む

長時間同じ姿勢でいることが最も負担をかけます。スマホ操作を始めたら、15～20分後に**アラームをセットし、必ず1～2分間の「マイクロブレイク（短い休憩）」**を取ることを習慣にしましょう。

※休憩中はスマホから離れ、立ち上がって伸び、**頭部を後方、左右に動かす、後ろを振り向く**等の首の運動で首や肩の筋肉のコリをリセットしましょう。

好きな作業を快適に行なうことは、生活の質を高める上で必要なことです。スマホに関わる活動もその一つですが、姿勢に配慮することは、どの年代の方にも重要です。ご家族、友人においても、スマホ首になっている方がいらっしゃいましたら、上記の3つの工夫について、お話ししてみてはどうでしょうか？

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、**健康推進室へお問い合わせください。**

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

・・・・・ 健康推進室からのお知らせ ・・・・・

令和8年1月～3月末までの高校生以下のインフルエンザ予防接種の受け方について

令和8年1月～3月末までのインフルエンザ予防接種は、引き続き実施します。

1回目の接種がまだ済んでいない方、不活化ワクチンの2回目の接種が残っている方（1回目の接種から4週間あけて接種してください）は、お電話・窓口・二次元コードのいずれかで健康推進室までお申し込みください。

※ただし、点鼻噴霧型生ワクチンは1月21日（水）が最終日となります。



●接種可能日時：

毎週 月曜・火曜・水曜（祝祭日を除く）**16：30～17：00**（受付）

※接種を希望する日の16時までに申し込んでください。

https://apply.e-tumo.jp/town-naoshima-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11595

令和7年度香川県アレルギー疾患県民公開講座について

[日 時] 2月11日（水・祝）**13：30～15：30**

[場 所] さぬきこどもの国 研修室1・2

[対 象] アレルギー疾患にご関心のある方

[定 員] 約60名（先着順）



[申込方法]

お電話または二次元コードをお読み取りいただき、**電子申請サービス**より
2月6日（金）までにお申し込みください。

[お問い合わせ] 香川県健康政策課 総務・がん対策グループ ☎087-832-3261

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



怪しい通販サイトに注意！

SNS広告で見つけた通販サイトで商品を購入したところ、偽物や粗悪品が届いたという相談が寄せられています。メーカー品やブランド品が相場より極端に安いなど、お得感が強調されている場合は要注意です。

注文前に、通販サイトの住所や連絡先、その住所に所在しているか、メーカーなどの公式サイトでその商品が実際に販売されているか、偽物に関する注意喚起が出ていないかを確認し、少しでも怪しく感じたら注文はやめましょう。

困ったとき、不安なときは、ひとりで悩まずにへお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」「消費者ホットライン188（局番なし）」



ふれあい診療所からのお知らせ

No.222

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



インフルエンザワクチン

(医師 西山 将)

この広報をお読みの方々はおそらく、今までに何かしらのワクチンを接種したことがあるかと思います。そのような読者様に、『最も身近なワクチンといえば?』と問うと、『インフルエンザワクチン』と答える方が多いのではないかと推測しますが、実際にどれほどの島民がインフルエンザワクチンを接種しておられるでしょうか。

インフルエンザワクチンは世界的に、ACIP（米国のワクチン接種に関する諮問委員会）という専門家組織の推奨に則って、生後6カ月以上のすべての人へ接種が推奨されています。また、ワクチンによる免疫の持続期間は6～8カ月程度と言われ、日本を含む北半球では10月中に接種することが推奨されています。なお、年2回以上ワクチンを接種することの有効性は証明されておらず推奨もされていないため、ワクチンによる免疫を1年近く維持させることに躍起になる必要はなさそうです。



インフルエンザワクチンの有効性は、①インフルエンザの発症率を低下させる、②インフルエンザに罹患した際の死亡率や重症度を低下させる、の大きく2つです。①に関して、ワクチン株と流行株が一致した場合、インフルエンザの発症を概ね60%程度減らすと報告されています。②については、65歳以上でインフルエンザまたは肺炎による入院や全死亡を減らすことが示されており、施設入所中の高齢者ではインフルエンザ様疾患の発症率も減らすようです。65歳未満では、インフルエンザによる休職期間の短縮も報告されています。

ちなみに、高齢者の定期接種対象となっている肺炎球菌ワクチンに関する研究の多くは、インフルエンザワクチン接種が前提となっているため、肺炎球菌ワクチンの効能を得るためにインフルエンザワクチンを毎年接種することが重要です。

2024年度から経鼻生ワクチンが本邦で使用可能となり、直島でも2025年度から選択できるようになりました。(今年度の接種は1月21日(水)まで) その有効性は現在、従来の不活化ワクチンと“同等”という扱いです。先端恐怖症や幼児～小中学生など、注射に抵抗のある方々にとっては福音ですが、喘息をはじめとした合併症による制約や、本邦では使用経験が浅いことから、副作用に関する情報を数年注視するという慎重な姿勢も大事です。何にせよ、ワクチン接種の普及のために、選択肢が増えること自体は喜ばしいことです。

ワクチンを打つ前にインフルエンザを発症してしまった人も、悲観することはありません。かかったインフルエンザ以外の株への予防効果や、上述した肺炎やインフルエンザ様症状に対する予防効果の余地はありますので、症状が改善してから1～2週以降を目安にワクチンを接種していただいてよいと思われます。

2025年度はインフルエンザの流行開始が早く、ワクチン接種推奨時期など今後変更となる可能性はあります。近年では、高齢者への高用量インフルエンザワクチンにも注目が集まっています。ワクチンに関する情報の動向は、今後も要注目です。

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266



積	積	本	本	地
浦	浦	村	村	区
島	西	大	月	惠美比佐子
谷	田	月	和	姓
健	秀	和	子	名
太	夫	子		

79 83 86 94 年齢

つつしんでご冥福をお祈りします

おくやみ
(敬称略)

向	島	地	区
大	楓	なまえ	誕生日
楓	袖久海	ちゃん	
袖久海	み		

いさ
祐
お父さん

赤ちゃん誕生

(敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

チャレンジ! 広報クイズ

Q. 寒さが厳しい季節は、寒暖差による「ヒートショック」のリスクが高まります。ヒートショックを引き起こさないために必要な対策として、お風呂の温度を41度以下に設定し、お湯につかる時間は〇〇程度にしましょう。

①10分 ②30分 ③1時間 (ヒントは、広報紙の中に入ります)

12月号の答え ② 応募総数 12通

【応募締め切り】1月30日(金)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

[送り先]

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報クイズ1月号」係

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り: 1月23日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科系	歯科
1月 18	こやま医院 (八浜町見石) 51-3333	原田内科クリニック (宇野) 31-1717
		そのだ歯科医院 (和田) 81-6771
25	由良病院 (深井町) 81-7125	山田クリニック (和田) 81-7197
		垣内歯科医院 (宇野) 21-3414
2月 1	たまの病院 (宇野) 31-2101	中村医院 (長尾) 71-2217
		木下歯科医院 (田井) 31-5545
8	青井医院 (宇野) 21-4370	近藤医院 (東田井地) 41-1061
		桜井歯科医院 (和田) 81-8314

※診療時間は、内科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。

※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(1月12日~2月13日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1/12	13	14	15	16
休診日	西山	午前 午後 大川・西山 大川	大川	西山
19	20	21	22	23
午前 午後 大川・西山 大川	午前 午後 大川・西山 西山	午前 午後 大川・西山 大川	午前 午後 大川 大川・福家	西山
26	27	28	29	30
午前 午後 大川・西山 西山	午前 午後 松木 西山	午前 午後 大川・西山 大川	大川	西山
2/2	3	4	5	6
午前 午後 大川・西山 西山	午前 午後 大川・西山 大川	午前 午後 大川・西山 大川	大川	西山
9	10	11	12	13
午前 午後 大川・西山 大川	休診日	大川	午前 午後 西山 横山	

※診療担当医は都合により変更することがあります。

※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00

※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30

※救急患者の場合は、診療時間外でも診療しますので、下記に電話してください。

(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。

(お知らせ)1/22(木)の午後のみ小児科外来が開設され、専門医の診療を受けられます。

1/27(火)の午前のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診療を受けられます。

ふれあい診療所 (☎087-892-2266)

柔道表彰

高松東ライオンズクラブ杯

第55回香川県少年柔道大会

第2学年 第3位

直島柔道スポーツ少年団

古川孟さん / 植松天晴さん / 森本悠玄さん



***** Mini Gallery (ミニギャラリー) *****



横防 岡崎 貢さんの作品
「役場裏の風景4」

直島中学校昭和41年卒業生有志の皆様より ご寄附をいただきました

このたび、直島中学校昭和41年卒業生有志の皆様より、直島中学校にご寄附をいただきました。いただいたご寄附は、生徒のために活用させていただきます。

直島町の学校教育の向上にご支援ご協力をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。



令和7年度教育文化功労者表彰

下津 公恵 氏

平成21年10月1日から令和7年9月30日までの16年にわたり、直島町教育委員会教育委員として、教育行政の推進に努め、教育諸条件の整備・充実や社会教育の振興に尽力された功績が認められ、このたび、香川県教育委員会より教育文化功労者の表彰を受けました。おめでとうございます。



「能登半島地震災害義援金」の協力お願いについて 「能登半島大雨災害義援金」

義援金へ多くの皆さんより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町分区での義援金受付状況を報告します。

役場庁舎内に募金箱を設置しておりますので、ご協力をお願いします。

皆さんからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

能登半島地震災害義援金 (令和9年3月31日受付終了予定) 令和7年12月26日現在697,849円

能登半島大雨災害義援金 (令和9年3月31日受付終了予定) 令和7年12月26日現在256,318円